

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模通所授産施設】別表

(2003年8月1日現在)

指定都市名	要綱名 補助金要綱施行年	主催者 施設名	対象となる 障害者	交付先 補助率	前年度から 変更事項	年度当初予算総額 (前年度決算額) 単位:千円	対象の所数 (前年度決算数)	算定基準
横浜市	横浜市身体障害者・知的障害者小規模通所授産施設運営費補助金交付要綱(2002年)	福祉局 障害福祉部 障害福祉課	身体障害者 知的障害者	法人 市:全額 (国基準以外)	要綱新設	241,118 (239,911)	17 (7)	(以下)の補助額と国庫基準額との差額を補助) ・運営費:11人~19人:国庫基準額+年額1人482.5千円 10人:年額13,665千円 ・特別介助加算:1人月額22千円・介助加算:1人月額9,800円 ・借地・借家費:月額50千円以上は全額、月額50千円以下の部分は3/4を助成(助成限度 月額425千円)
横浜市	横浜市精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金交付要綱(2003年)	衛生局 保健部 精神保健福祉課	精神障害者	法人 市:全額 (国基準以外)	要綱新設	20,845	1	(以下)の補助額と国庫基準額との差額を補助) ・運営費:月額1,138,800円 10人以上1人40,210円加算(月額1,540,900円上限) ・借地・借家費:月額50千円以上は全額、月額50千円以下の部分は3/4を助成(助成限度 月額425千円)
名古屋市	名古屋市小規模通所授産施設運営費補助金交付要綱(2002年)	福祉福祉局 障害福祉部 障害福祉課	身体障害者 知的障害者 精神障害者	事業者 市:全額 (国基準以外)	なし	88,583 (10,118)	8 (5)	(障害者共同作業事業運営費基準額が小規模通所授産施設の国庫基準額を下回る場合) (障害者共同作業事業運営費基準額が小規模通所授産施設の国庫基準額を上回る場合) ・障害者共同作業事業運営費基準額+1,100千円
京都市	京都市心身障害者通所授産施設運営費補助要綱(1978年) ※小規模通所授産施設に対する加算制度創設: 2001年	保健福祉局 保健福祉部 障害福祉課	身体障害者 知的障害者	法人 市:全額 (国基準以外)	なし		9 (4)	(京都市心身障害者通所授産施設補助要綱による補助金額と国庫基準額との差額を上乗せ補助) ※京都市心身障害者通所授産施設補助要綱(1978年) ・基本分:1人あたり月額83千円×補助対象人数×12月・管理費:年額1,000千円 ・職能技術者分:年額800千円・企業業部分:年額90千円 ・重度加算:1人あたり月額15,500円×12ヵ月 ・重度重加算:1人あたり月額15,500円×12ヵ月(ただし、対象者4人以上の場合) ・職員研修対策費 1人年額42,700円(上限)・職員特別健康検診費 1人年額7,140円 ・小規模通所授産施設特別加算:年額1,100千円
京都市	京都市精神障害者通所授産施設運営費補助金交付要綱(1985年) ※小規模通所授産施設に対する加算制度創設: 2001年	福祉福祉局 障害者 福祉部 障害福祉課	精神障害者	法人 市:全額 (国基準以外)	なし		3 (1)	(京都市精神障害者通所授産施設補助金交付要綱による補助金額と国庫基準額との差額を上乗せ補助) ※京都市精神障害者通所授産施設補助金交付要綱(1985年) ・基本分:1人あたり月額83千円×補助対象人数×12月・管理費:年額1,000千円 ・職能技術者分:年額800千円・企業業部分:年額90千円 ・職員研修対策費 1人年額42,700円(上限)・小規模通所授産施設特別加算:年額1,100千円
大阪市	大阪市小規模通所授産施設運営費補助要綱(2001年)	福祉福祉局 障害者 福祉部 障害福祉課	身体障害者 知的障害者	運営法人 市:全額 (国基準以外)	なし	665,505 (261,774)	54 (24)	(以下)の補助額と国庫基準額との差額を補助) ・A:利用者15人~19人 年額14,700千円 ・B:利用者13人~14人 年額12,800千円 ・C:利用者10人~12人 年額11,000千円 ・重度加算:1人あたり年額220千円
大阪市	大阪市精神障害者小規模通所授産施設運営費補助要綱(2001年)	こころの健康センター 精神保健福祉課	精神障害者	事業者 市:全額 (国基準以外)	なし	313,800 (116,675)	19 (12)	(以下)の補助額と国庫基準額との差額を補助) ・A:利用者15人~19人 年額14,700千円 ・B:利用者13人~14人 年額12,800千円 ・C:利用者10人~12人 年額11,000千円
神戸市	単独の補助金制度はなし	保健福祉局 育成課 こころの健康センター	身体障害者 知的障害者 精神障害者					

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模通所授産施設】別表

(2003年8月1日現在)

指定都市名	取組名 補助金算入年度	主官部局課	対象となる 障害者	交付先 補助率	前年度から 変更事項	年度当初予算総額 (前年度決算実績) 単位千円	対象力所数 (前年度決算数)	算定基準
広島市	単独の補助金制度はなし	社会局 障害福祉課 社会局 精神保健 福祉室	身体障害者 知的障害者 精神障害者					
北九州市	単独の補助金制度はなし	保健福祉局 地域福祉部 障害福祉課	身体障害者 知的障害者 精神障害者					
福岡市	福岡市小規模通所授産施設運営費補助金交付要綱(2002年)	保健福祉局 障害福祉課 保健福祉局 保健医療部 保健予防課	身体障害者 知的障害者 精神障害者	事業者 市・全額 (国基準以外)	なし	46,369 (12,887)	3 (以下の補助額と国庫基準額との差額を補助) (1) 基本額:利用者14人以下 年額10,232千円 利用者15人以上 年額15,348千円 ・利用者割額 2 ①常時利用する者10人までの利用者割額 年額768千円 ②さらに常時利用する者が10人を1人超える毎に①に年額100千円を加算。ただし、加算する金額は年額900千円まで(上限)	

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模通所授産施設】別表

(2003年8月1日現在)

中核市名	要綱名 補助金要綱施行年	主管部局課	対象となる 障害者	交付先 補助率	前年度度から 変更事項	年度当初予算総額 (前年度決算額) 単位千円	対象カ所数 (前年度決算数)	算定基準
旭川市	単独の補助金制度なし	障害福祉課 保健所 健康推進課	身体障害者 知的障害者 精神障害者					
秋田市	単独の補助金制度なし	障害福祉課 保健所 健康管理課	身体障害者 知的障害者 精神障害者					
郡山市	単独の補助金制度なし	障害福祉課 保健所 地域保健課	身体障害者 知的障害者 精神障害者					
いわき市	単独の補助金制度なし	障害福祉課	身体障害者 知的障害者 精神障害者					
宇都宮市	単独の補助金制度なし	高齢障害 福祉課 保健所 保健予防課	身体障害者 知的障害者 精神障害者					
川崎市	単独の補助金制度なし	保健福祉部 障害者福祉課 保健所 保健予防課	身体障害者 知的障害者 精神障害者					
船橋市	船橋市障害者小規模通所授産施設運営費補助金の交付に関する規則(2002年)	福祉サービス課 障害福祉課 保健所 保健予防課	身体障害者 知的障害者 精神障害者	施設へ直接 市:全額 (国基準以外)	なし	14,420 (14,420)	1 (1) 【運営費】 ・事務費:11,000千円 【運営費その他】 ・建物の賃料:利用者1人年額180千円	
横須賀市	単独の補助金制度はなし 横須賀市精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金交付要綱(2003年)	健康福祉部 障害福祉課	身体障害者 知的障害者 精神障害者	施設へ直接 市:全額 (国基準以外)	新設	9,814	1 【運営費】 ・月額916,600円 ・特別奨励費:年額160千円(20人以上)、120千円(15人~19人)、80千円(10人~14人) 【運営費その他】 ・家賃:実額の1/2 ・更新料:実額の1/2	

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模通所授産施設】別表

(2003年8月1日現在)

中核市名	要綱名 補助金取組施行年	主管部局課	対象となる 障害者	交付先 補助率	前年度から 変更事項	年度当初予算総額 (前年度決算額) 単位千円	対象が所数 (前年度決算数)	算定基準
相模原市	単独の補助金制度はなし	保健福祉部 障害福祉課	身体障害者 知的障害者 精神障害者					
新潟市	新潟市中心身障害者小規模福祉施設運営費補助基準(2003年)	保健福祉部 障害福祉課	身体障害者 知的障害者	法人 市:全額 (国基準以外)				(市基準で1,100万円を上回る場合は、その額を補助。下回る場合は、小規模通所授産施設特別調査を用いて国基準を補助。) 【運営費】 ・A 利用者15人未満 年額 500千円+特別事業費 200千円 ・B 利用者15~25人 年額 600千円+特別事業費 300千円 ・C 利用者26人以上 年額 700千円+特別事業費 400千円 ・専務費 ①施設長 3,828,292円 ②指導員 3,015,705円×人数 ③民間施設給与改善費 ①+②×加算率 ④扶養手当等 ①+②+③×6% ⑤介護人 1,622,880円 【運営費その他】 ・光熱水費・通信費:240千円 ・土地・建物借上費:1,800千円 ・初年度施設整備費:300千円 ・法定化促進事業費:300千円
富山市	単独の補助金制度はなし	保健所 健康増進課	精神障害者					
富山市	単独の補助金制度はなし	障害福祉課	身体障害者 知的障害者 精神障害者					
金沢市	単独の補助金制度はなし	障害福祉課	身体障害者 知的障害者 精神障害者					
長野市	単独の補助金制度はなし	障害福祉課 保健課	身体障害者 知的障害者 精神障害者					
岐阜市	単独の補助金制度はなし	障害福祉課 保健所 保健予防課	身体障害者 知的障害者 精神障害者					

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模通所授産施設】別表

中核市名	要綱名 補助金要綱施行年	主管部局課	対象となる 障害者	交付先 補助先	前年度から 変更事項	年度当初予算総額 (前年度決算額) 単位千円	対象の所数 (前年度決算数)	算定基準
静岡市	静岡市中心身障害者小規模 通所授産施設運営事業補 助金交付要綱(2003年)	障害者 福祉課	身体障害者 知的障害者	施設へ直接 補助先 市:全額 (国基準以外)	要綱新設	200	1	【運営費その他】 ・施設機能強化推進費補助:2専業まで、1専業200千円
浜松市	浜松市中心身障害者小規模 授産事業補助金交付要綱 (1979年) (本要綱により、小規模作業 所、小規模通所授産施設の 補助を行っている)	保健福祉部 障害福祉課	身体障害者 知的障害者	作業所へ直接 補助先 市:全額 (国基準以外)	視覚障害者 生活訓練等 指導加算の 施設	128,244 (109,996) ※含小規模作業所	1	(以下の補助額と国庫基準額との差額を補助) 【運営費】 ・A.利用者10人以下 週5日 職員2人以上 年額 6,934千円(年度内に改定予定) ・B.利用者11人以上 週5日 職員3人以上 年額10,111千円(年度内に改定予定) ・重度加算:年間の月平均重度障害者×1人年額50千円 ・視覚障害者生活訓練等指導加算:1時間870円×訓練時間(上限1,000千円) 【運営費その他】 ・施設整備費:A.鉄筋または木造 14,925千円、鉄骨 13,050千円 B.鉄筋または木造 23,387千円、鉄骨 19,575千円 ・設備整備費:1,000千円×2施設 ・施設機能強化推進費:1施設2専業 400千円
豊橋市	単独の補助金制度はなし	障害福祉課	精神障害者					
豊田市	単独の補助金制度はなし	保健所 保健予防課	身体障害者 知的障害者 精神障害者					
岡崎市	単独の補助金制度はなし	福祉保健部 社会福祉課	身体障害者 知的障害者 精神障害者					
堺市	堺市障害者小規模通所授 産施設運営補助金交付要 綱(2003年)	障害福祉課 健康部 健康増進課	身体障害者 知的障害者 精神障害者	施設へ直接 補助先 市:全額 (国基準以外)	要綱新設	242,400 (0) 48,500 (0)	3 (0) 3 (0)	(以下の補助額と国庫基準額との差額を補助) ・A.利用者15人以上:年額15,500千円 ・B.利用者15人未満:年額12,200千円 ・重度加算基準額:重度者1人あたり年額500千円 重度者1人あたり年額350千円 (以下の補助額と国庫基準額との差額を補助) ・A.利用者15人以上:年額15,500千円 ・B.利用者15人未満:年額12,200千円 ・重度加算基準額:重度者1人あたり年額500千円 重度者1人あたり年額350千円

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模通所授産施設】別表 (2003年8月1日現在)

中核市名	取組名 補助金要綱施行年	主幹部局課	対象となる 障害者	交付先 補助率	前年度から 変更事項	年度当初予算総額 (前年度決算額) 単位千円	対象の所数 (前年度決算数)	算定基準
高槻市	高槻市小規模通所授産施設運営事業補助金交付要綱(2002年)	福祉事務所 障害福祉課	身体障害者 知的障害者 精神障害者	施設へ直接 市:全額 (国基準以外)	なし	11,000 (11,000)	1 (1)	1 (以下の補助額と国庫基準額との差額を補助) ・A:利用者15人以上:年額14,300千円 ・B:利用者15人未満:年額11,000千円
姫路市	単独の補助金制度なし	障害福祉課 保健予防課	身体障害者 知的障害者 精神障害者		なし	30,800 (0)	4 (0)	
奈良市	単独の補助金制度なし		身体障害者 知的障害者 精神障害者					
和歌山市	単独の補助金制度なし	福祉保健部 障害福祉課 保健所 保健対策課	身体障害者 知的障害者 精神障害者					
岡山市	単独の補助金制度なし	障害福祉課 保健管理課	身体障害者 知的障害者 精神障害者					
倉敷市	単独の補助金制度なし		身体障害者 知的障害者 精神障害者					
福山市	単独の補助金制度なし	障害福祉課 保健所 保健予防課	身体障害者 知的障害者 精神障害者					
高松市	単独の補助金制度はなし	障害福祉課 保健所 保健予防課	身体障害者 知的障害者 精神障害者					
松山市	単独の補助金制度はなし	障害福祉課 保健所 地域保健課	身体障害者 知的障害者 精神障害者					
高知市	単独の補助金制度はなし	元気 いきがい課 保健所 健康づくり課	身体障害者 知的障害者 精神障害者					

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模通所授産施設】別表

中核市名	名称 補助金要綱施行年	主管部局課	対象となる障害者	交付先補助率	前年度度から変更事項	年度当初予算総額 (前年度決算額) 単位千円	対象カ所数 (前年度決算数)	算定基準
長崎市	単独の補助金制度はなし	福祉部 障害福祉課	身体障害者 知的障害者 精神障害者					
熊本市	単独の補助金制度はなし	障害保健 福祉課	身体障害者 知的障害者 精神障害者					
大分市	単独の補助金制度なし	福祉事務所 障害福祉課 福祉保健部 健康課	身体障害者 知的障害者 精神障害者					
宮崎市	宮崎市小規模通所授産施設運営事業補助金交付要綱(2003年)	障害福祉課	身体障害者 知的障害者	施設へ直接 市:全額 (国基準以外)	要綱新設	24,760	2	2 (以下の補助額と国庫基準額との差額を補助) ・人員費相当分(施設長・指導員、通所者の人数により補助対象の限度あり) ・通所者割額(10人施設:月額100千円、10人を1人超える毎に15千円加算) ・運営相当分(月額8千円を限度に家賃、または家賃相当額を補助) ・備品購入費および施設補修費(個別協議による)
鹿児島市	単独の補助金制度なし	障害者 福祉課 保健所 保健予防課	精神障害者 身体障害者 知的障害者 精神障害者					

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模通所授産施設】別表

(2003年8月1日現在)

特別区名	要綱名 補助金算額施行年 単独の補助金制度なし	主管部局課	対象となる 障害者	交付先 補助率	前年度から 変更事項	年度当初予算総額 (前年度決算額) 単位千円	対象力所数 (前年度決算数)	算定基準
千代田区	単独の補助金制度なし	生活福祉課 保健所 健康推進課	身体障害者 知的障害者 精神障害者					
中央区	単独の補助金制度なし	福祉課 福祉係 保健所 健康推進課	身体障害者 知的障害者 精神障害者					
港区	単独の補助金制度なし	障害保健 福祉課	身体障害者 知的障害者 精神障害者					
新宿区	単独の補助金制度なし	障害者 福祉課 衛生部 予防課	身体障害者 知的障害者 精神障害者	施設 額:1/2 区:1/2 (国基準以外)	新規	45,102 (21,852)	2 (以下の補助額と国庫基準額との差額を補助) (2)・事業費:定員10人以上 常勤2人 月額1,044,990円 定員15人以上 常勤3人以上 月額1,537,570円 ・施設借上加算:区単 ・交通費:実費	
文京区	単独の補助金制度なし	障害者 福祉課 保健所 保健予防課	身体障害者 知的障害者 精神障害者					
台東区	単独の補助金制度なし	保健福祉部 障害福祉課 保健所 保健 サービス課	身体障害者 知的障害者 精神障害者					

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模通所授産施設】別表

(2003年8月1日現在)

特別区名	要綱名 補助金要綱施行年 単独の補助金制度はなし	主管部局課 障害者 福祉課	対象となる 障害者 身体障害者 知的障害者 精神障害者	交付先 補助金 運営団体	前年度から 変更事項 要綱新設	年度当初予算総額 (前年度決算額) 単位千円 23,846 (11,485)	対象の所数 (前年度決算数) 1	算定基準
墨田区	墨田区精神障害者社会復帰訓練事業運営補助金交付要綱(1982年) ※小規模通所授産施設に 対する加算制度創設: 2002年	障害者 福祉課 福祉保健部 保健衛生 担当 保健計画課	身体障害者 知的障害者 精神障害者	運営団体	要綱新設	23,846 (11,485)	1 (0)	【運営費】 (0)・A. 週5日以上 通所者15人以上 年間延べ訓練人数 2,750人以上 ・B. 週5日以上 職員2人以上 年間延べ訓練人数 1,850人以上 ・C. 週5日以上 職員1人以上 通所者6人以上 年間延べ訓練人数 950人以上 ・人件費:専任指導員 時間単価 1,456円×2,496時間×人数 補助職員 時間単価 1,356円×2,496時間×人数 ・相次員加算:年額 926千円 【運営費その他】 ※前年度Aランク、年間延訓練人員実績3,700人以上、 当年度4月1日現在の通所者数20人以上のAランク作業所が対象 ・通所者処遇費:8,500円×(4月1日現在の通所者数+専任指導員数+補助職員数) ・健康管理費:2千円×(4月1日現在の通所者数+専任指導員数+補助職員数) ・施設維持費:(1)営繕費 年額300千円 (2)こみ処理費 A 年額30千円、B 年額22千円 (3)施設賠償責任保険加入料:実支出額(ただし、予算の範囲内) (4)自動車維持費(自動車保険料、車検料等):実支出額(ただし予算の範囲内) (5)防災用品整備費 20千円 ・通勤交通費・研修旅費:月額9千円(専任指導員数+補助職員数)・昼食費:1人1食につき 225円 ・交通費:実費 ・要注対策費:年額 32,200円(区の補助開始年度除く) ・社会保険料:労働保険料:実支出額(ただし、予算の範囲内) ・損害賠償責任保険:年額 3千円×(4月1日現在の通所者数-生活保護を受給している通所者数) ・事務費:(1)事務用品費 年額 50千円、(2)通信費 月額 8,500円、(3)光熱水費 月額 32千円 ・施設借上費:実支出額(ただし、予算の範囲内) ・初年度備品費:実支出額(限度額 515千円、区の補助開始年度のみ)
江東区	単独の補助金制度はなし 江東区精神障害者通所訓練事業運営補助金交付要綱(1984年)	保健福祉部 障害者 福祉課 保健所 保健予防課	身体障害者 知的障害者 精神障害者	施設 区:全額 (国基準以外)		84,958 (52,585)	3 (2)	・家賃助成:家賃月額(月額上限500千円)×補助実施月数×1/2
品川区	単独の補助金制度はなし	障害者 福祉課 保健高齢 事業部 保健課	身体障害者 知的障害者 精神障害者					

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模通所授産施設】別表

(2003年8月1日現在)

特別区名	要綱名 補助金要綱施行年	主管部局課	対象となる 障害者	交付先 補助率	前年度から 変更事項	年度当初予算総額 (前年度決算額) 単位千円	対象カ所数 (前年度決算数)	算定基準
目黒区	単独の補助金制度はなし 目黒区精神障害者共同作業所及び精神障害者小規模通所授産施設運営費等補助金交付要綱(1986年) ※小規模通所授産施設に対する加算制度創設: 2001年	障害福祉課 健康福祉部 健康推進課	身体障害者 知的障害者 精神障害者	事業者	要綱改定	54,710 (51,973)	2 (2)	【運営費】※人件費・運営経費は固定額、施設借上費は個別 ・A 職員4人以上 利用者15人以上 年額 26,179,140円 ・B 職員3人以上 利用者10人以上 年額 17,718,360円 【運営費その他】 ・行専費:103千円 ・健康管理費:職員及び利用者1人あたり年額2千円 ・保険加入料:11,700円 ・受注開拓費:32,200円 ・交通費:実費
大田区	単独の補助金制度はなし 大田区精神障害者社会復帰施設(小規模通所授産施設)通所訓練事業運営費等補助金交付要綱(2002年)	障害福祉課 保健所 健康推進課	身体障害者 知的障害者 精神障害者	施設	要綱新設	小規模作業所予算に 含む	1	【運営費その他】 ・利用者交通費:実費 ・更新料:実費(家賃及び駐車場借上費)
世田谷区	単独の補助金制度はなし 世田谷区精神障害者通所訓練事業運営費等補助金交付要綱(2002年)	在宅 サービス部 施設 サービス課	身体障害者 知的障害者 精神障害者	施設 区:全額	要綱新設	51,747 (25,077)	2	(以下の補助額と国庫基準額との差額を補助) ・定員10人以上 常勤職員2人 年額12,539,880円 ・定員15人以上 常勤職員3人以上 年額19,450,940円 ・施設借上費:実費×12-768千円(上限月額450千円) ・床食費:270円 ・移転費:400千円 ・交通費:実費
渋谷区	単独の補助金制度はなし	福祉部 障害者 福祉課 保健所 地域保健課	身体障害者 知的障害者 精神障害者					
中野区	中野区小規模通所授産施設補助金交付要綱(2002年)	保健福祉部 障害福祉課	身体障害者 知的障害者		要綱新設	90,976 (22,265)	4 (4)	(以下の補助額と国庫基準額との差額を補助) ・基本経費:1人あたり月額96,758円 ・運営費加算A:重度者4人以上 1人あたり21,258円 ・運営費加算B:利用者交通費等 実費 ・運営費加算C:給食費 1人あたり300円 ・運営費加算D:施設賃貸借契約更新費 実費 ・運営費加算E:民間施設使用の場合適用 民間施設使用相当額(所あたり月額単価×使用施設数×12ヵ月) ・運営費加算F:区施設使用の場合適用 区施設使用相当額(所あたり月額単価×使用施設数×12ヵ月)
	単独の補助金制度はなし		精神障害者					

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模通所授産施設】別表

特別区名	要綱名 補助金要綱施行年	主管部局課	対象となる 障害者	交付先 補助率	前年度から 変更事項	年度当初予算総額 (前年度決算額) 単位千円	対象の所数 (前年度決算数)	算定基準
杉並区	杉並区心身障害者通所加 練・授産事業等運営費補 助金交付要綱(1981年) ※小規模通所授産施設に 対する加算制度創設: 2001年 単独の補助金制度なし	保健福祉部 障害者 福祉課	身体障害者 知的障害者	施設	なし		5 (1) 以下の補助額と国庫基準額との差額を補助) (2) 基本経費: 週5日以上・通所者8人以上・年間延利用人員1,500人以上・1人/月額86,450円 - 重度加算: 通所者8人以上・重度者8人以上・年額550千円 - 通所者15人以上・重度者8人以上・年額850千円 - 開設準備費: 515千円 - 施設整備費: 予算の範囲内 - 調整費: 制度改正後と改正前の差額	
豊島区	単独の補助金制度なし	保健福祉部 福祉課	精神障害者					
	単独の補助金制度なし	保健福祉部 福祉課	身体障害者 知的障害者					
	保健福祉部 地域保健課	精神障害者						
北区	北区知的障害者授産事業 運営費補助金交付要綱 (1995年) ※小規模通所授産施設に 対する加算制度創設: 2001年 単独の補助金制度なし	健康福祉部 障害者福祉 センター	知的障害者		なし		3 (3) 以下の補助額と国庫基準額との差額を補助) (4) 利用者1人あたり月額 96,698円 - 利用者交通費: 実費 - 賠償保険補助: 12,870円 - 家賃補助: 実費	
荒川区	荒川区心身障害者小規模 通所授産施設事業等運営 費補助金交付要綱(2003 年)	障害者 福祉課	身体障害者 知的障害者	施設 区: 全額	要綱新設	37,694 (18,550)	2 (2) 国庫基準に準ずる	
	荒川区精神障害者小規模 通所授産施設補助金交付 要綱(2002年)	障害者 福祉課	精神障害者	施設 区: 全額	要綱新設	18,694 (14,957)	1 (1) 国庫基準に準ずる	
板橋区	単独の補助金制度なし	障害者 福祉課	身体障害者 知的障害者 精神障害者					
	板橋区精神障害者小規模 通所授産施設運営費等補 助金交付要綱(2003年)	保健所 予防対策課	精神障害者	施設 区: 全額	要綱新設	129,072 (61,945)	5 (5) 以下の補助額と国庫基準額との差額を補助) (6) 事業費A: 職員3人、利用者15人以上、年額16,564千円 - 事業費B: 職員2人、利用者10人以上、年額10,905千円 - 開設準備費: 515千円 - 法定福利費: 区長が決定した額(事業主負担分) - 行事費: 103千円 - 健康管理費: 職員・利用者ともに1人2千円 - 保険加入料: 11,700円 - 安法開拓費: 32,200円 - 相談員加算: 926千円 - 施設借上費: 区長が決定した額 - 保証金(新規開設時のみ): 保証金の2/3(上限2,000千円) - 交通費: 実費	

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模通所授産施設】別表

(2003年8月1日現在)

特別区名	要綱名 補助金要綱施行年	主管部局課	対象となる 障害者	交付先 補助費	前年度から 変更事項	年度当初予算総額 (前年度決算額) 単位千円	対象カ所数 (前年度決算数)	算定基準
練馬区	練馬区心身障害者小規模 通所授産施設運営費補助 金要綱(2001年)	障害者課	身体障害者 知的障害者	作業所	なし	24,803 (20,034)	1 (1)	(以下の補助額と国庫基準額との差額を補助) ・A 利用者10人以下 月額105,263円 ・B 利用者11人以上 月額98,698円(30人限度) ・重度加算:1人あたり月額 21,258円(4人以上のとき加算) ・特例加算[障害率]0.96(基本経費および重度加算を4%減額) ・賠償保険補助:30人以下 12,870円、31人以上 17,050円 ・利用者交通費、家賃補助:実費(家賃補助は上限年4,200千円 月額上限350千円)
足立区	単独の補助金制度なし	障害福祉課 保健所 健康推進課	精神障害者 身体障害者 知的障害者 精神障害者	作業所	基準額改定	53,641 (34,662)	3 (3)	(以下の補助額と国庫基準額との差額を補助) ・A 職員3人以上 別途定める ・B 職員2人以上 利用者10人以上 年額14,434千円 年額13,403千円 ・開設準備費:区長が適当と認める額 ・利用者交通費:実費、家賃:実費*月額350千円を限度
葛飾区	単独の補助金制度なし	障害福祉課 保健所 健康福祉課	身体障害者 知的障害者 精神障害者	作業所	要綱新設	20,340 (9,380)	1 (1)	(以下の補助額と国庫基準額との差額を補助) 【運営費】 ・A 職員4人 年額 16,154千円 ・B 職員3人 年額 12,504千円 ・C 職員2人+非常勤1人 年額 10,789千円 ・指導員加算:1,926千円 【運営費その他】 ・健康管理費:職員+利用者1人あたり 2千円 ・家賃補助:区長が認める額 ・受注開拓費:32,200円・交通費:実費・光熱水費:面積×4千円 ・行事費:103千円・賠償保険補助:11,700円 ・事務費:平均通所者×8,390円×12 【以下補助額と国庫基準額との差額を補助】
江戸川区	江戸川区心身障害者福祉 作業所運営費助成要綱 (2001年)	障害者 福祉課	身体障害者 知的障害者	作業所			1 -	(以下の補助額と国庫基準額との差額を補助) 【運営費】 ・A 職員3人 利用者15人以上 週5日 年額 12,131千円 ・B 職員2人 利用者8人以上 週5日 年額 7,281千円 ・施設基本経費:2,400千円 区単独助成作業所のうち、身体障害者の作業所で 利用者の身体介護に要する経費が特に必要と認め 作業所に8~14人の場合5,600千円、15人以上の場合8,400千円を加算する ・重度加算:8人以上 1,700千円、4人以上850千円 【運営費その他】 ・行事費:103千円・利用者交通費:実費・賠償責任保険加入費:12,870円 ・健康管理費:職員+利用者1人あたり 1,030円・受注開拓費:32,200円 ・家賃補助:月額 200千円(限度)
	単独の補助金制度なし	保健所 保健予防課	精神障害者					

平成 15・16 年度 厚生労働科学研究

「障害者（児）の地域移行に関連させた
身体障害・知的障害関係施設の体系的なあり方に関する研究」

重複障害者の施設ケアに関する
実態と課題把握のための調査
(平成 15 年度分 中間報告書)

平成 16 年 3 月

重複障害分野

分担研究者 山 内 進

平成 15 年度厚生労働科学研究 報告書

「障害者（児）の地域移行に関連させた身体障害・知的障害関係施設の
体系的な在り方に関する研究」

分担研究【重複障害者の施設ケアに関する実態と課題把握のための調査】中間報告

目 次

1. はじめに（研究目的・要旨等）
2. 重複障害者施設ケアに関する研究体制および研究会経緯
3. 重複障害者施設とその利用者の実態調査
 - ・調査方法
 - ・調査結果（中間分析結果）
 - 全国盲重複障害者福祉施設研究協議会 加盟施設
 - 全国ろう重複障害者施設連絡協議会 加盟施設
4. 重複障害者の支援特性に関する事例調査
 - ・調査方法と事例
 - ・支援度特性
5. 重複障害者の支援（訓練性）に関する所見
6. 重複障害者の施設体系に関する在り方と考察
7. 今後の研究課題（16年度の課題）
8. おわりに〈重複障害者の支援に関する所見〉

- 《添付資料》
- ①重複障害者施設および利用者の実態調査表
 - ②重複障害者施設および利用者の実態調査結果（中間分析結果）
最終分析結果は後日追加添付
 - ③重複障害者の支援特性に関する事例調査結果表

1. はじめに（重複障害者施設体系に関する研究・中間報告要約）

障害の重度化ということについては、約40年前から「重度授産施設」、「重度更生施設」等、福祉事業の施策として公的文書に用いられているが、「重複障害」については、その定義が明確化されてなく、その一部において「心身障害」が用いられてきた。近年ようやくにして平成15年度から施行された支援費制度において「重度・重複障害加算」施策が打ち出されるに至り、数年前から机上に乗ったと言える。いわば施策的には新しい未開の課題分野である。

今日の障害福祉施策上の認定として、肢体不自由・視覚障害・聴覚障害・内部障害・知的障害・音声言語障害・精神障害と各々の障害手帳・療育手帳等がある。これらの重複障害となると、重複障害者の障害コード調査表（参照）によるその二重重複障害から七重重複障害までの組み合わせは120種類になる。正にその一つ一つのケースが複雑で特異な支援要素が求められていると言える。

これらの福祉制度の経緯や対象者の複雑な心身の状態のため、支援施設体系として制度政策上には位置付けされることなく今日に至っている。ただ重複障害者の支援の困難性が大きいゆえに、その専門的支援の必要性を感じた全国の福祉家有志により、現行制度の身体障害者福祉法上にある授産施設・更生施設・療護施設や知的障害者福祉法上の更生施設等、事業者の一定の理念に基づき、不十分ではあっても福祉的支援の実践を進めているという事実がある。

本分担研究では、重複障害対象者の範囲を視覚障害と聴覚障害の感覚障害に、各々知的障害を合わせ持つ人達（重複障害者の障害コード表では87種類の分類におよぶ）を専門的に受け入れ、支援している全国の施設から協力を受け、その実態調査をはじめ、重複障害者の支援の特性（必要度・困難度等）および課題を研究検討する事で進めている。

初年度（15年度）は、盲重複障害者・ろう重複障害者施設関係者の協力（共同研究者）を得て、実態調査および支援モデル調査を実施し、その多角的分析（最終分析は次年度）を行い、基本的施設ケアおよび体系の研究・検討を実施してきた。

今般の障害者施設体系の見直し等の研究・検討に当たり、重複障害者に対する分担研究はその重複障害の特異性ゆえ、今日の施設体系では適応しきれない面が多く、体系の整理・見直しというより「専門的施設支援体系の創設」という課題を担っていると考えられる。

2. 重複障害者施設ケアに関する研究体制および研究会経緯

(1) 重複障害分野研究体制

(イ) 分担研究者 山内 進 (社会福祉法人 光道園)

(ロ) 共同研究者

(盲重複障害施設関係)

共同研究者 真家 徹 (光道園)

同 堺 真理 (日本ライトハウス・ジョイフルセンター)

同 二階堂良浩 (彦根学園)

(ろう重複障害施設関係)

共同研究者 佐藤 修 (なかまの里)

同 近藤 幸一 (京都市聴言センター)

同 橘 優子 (京都市聴言センター)

同 村松 充 (いこいの村・栗の木寮)

(2) 重複障害およびその施設範囲の設定 (要約)

重複障害者の法的な確たる定義がない今日、本研究を進めるにあたり、この研究の重複障害者の範囲を、身体障害の中の「視覚障害」並びに「聴覚障害」という感覚障害を主にこれらに加えて「知的障害」等の他の障害を二重・三重と併せもつ人とした。また、対象とした施設は、前述のような重複障害者を全国的視野で優先的に受け入れて専門的支援を実践している下記協議会施設とし、対象者をその施設利用者とした。

①「全国盲重複障害者福祉施設研究協議会」参加施設 (以下、盲重複障害施設)

②「全国ろう重複障害者施設連絡協議会」参加施設 (以下、ろう重複障害施設)

(3) 全体科学研究テーマ、研究者および、研究体制と経緯

(イ) 研究テーマ

「障害者の地域移行に関連させた

身体障害・知的障害関係施設の体系的なあり方に関する研究」

(ロ) 全体科学研究者、研究体制

岡田喜篤教授を主任研究員とし、以下分担研究員 13 名

〈全体会議経緯〉

①第一回会議 平成 15 年 4 月 15 日 (東京) 山内 進出席

②第二回会議 平成 15 年 6 月 18 日 (東京) 山内 進出席

③第三回会議 平成 15 年 8 月 1 日 (東京) 真家 徹代理出席

※平成 15 年度は、各分野 (協議会等) で調査・検討を進めてゆき、16 年度に全体で議論を進める方向。

(ハ) 重複障害者の施設ケアに関する実態と課題把握のための調査を行う、分担研究班の研究体制と経緯

(a) 共同研究者として、重複障害者の専門 (的) 施設で構成している全国組織である①全国盲重複障害者福祉施設研究協議会と、②全国ろう重複障害者施設連絡協議会に協力を依頼し、両協議会の調査・研究・研修担当者を指名し、共同研究者グループを編成し検討に入る。

(b) 重複障害者の施設体系見直し研究・検討会メンバー編成

・重複担当研究者 山内 進

・共同研究者

(ろう重複協) 佐藤 修
近藤 幸一
橘 優子
村松 充
(盲重複協) 真家 徹
堺 真理
二階堂良浩

その他、一時的協力として、共同研究員施設・協議会役員等を要請する。

(c) 重複障害研究検討会経緯

- ①第1回・平成15年7月25日(京都市) 研究員8名参加
・施設支援体系の基本的在り方検討、実態の検証等
- ②第2回・平成15年9月11日(京都市) 研究員8名参加
・実態調査方法と項目等の検討
- ③第3回・平成15年10月25日(京都市) 研究員8名参加
・実態調査方法と項目のまとめ、
・実態調査の実施(11月～1月) 協議会参加全施設対象
・モデル調査実施(11月～1月) 共同研究員施設対象
- ④ろう重複障害者施設現地調査視察(小規模施設の実態と在り方)
・視察先: まつぼっくりの家(静岡県)
・視察日: 平成15年11月26～27日
・視察者: 3名(山口 慎一、佐藤 修、花田 克彦)
- ⑤ろう重複障害者施設連現地調査視察(モデル調査と実態調査)
・視察先: セルプ南風(山口県)
・視察日: 平成15年12月5～6日
・視察者: 1名(橘 優子)
- ⑥盲重複障害者施設現地調査視察(モデル調査、施設・在宅支援の在り方)
・視察先: 社会福祉法人・愛光の3施設(千葉県)
・視察日: 平成15年12月9～10日
・視察者: 4名(山内 進、真家 徹、堺 真理、二階堂良浩)
- ⑦第4回・平成15年12月15日(京都市)
・調査の経緯検証、調査の分析集計検討、施設体系の在り方
・盲重複、ろう重複施設ごと調査表整理(真家・村松で分担)
・調査集計、印刷等の業者委託選定依頼準備(16年1月)
- ⑧第5回・平成16年2月10～11日(福井県)
・全調査のまとめ分析、集計の委託依頼
- ⑨第6回・平成16年3月4日
・15年度研究のまとめ
・中間報告書の提出(平成16年3月10日)
調集計の最終判は3月以降となる予定のため中間報告となる

3. 重複障害者施設とその利用者の実態調査研究

《調査概要》

- (1) 目的 厚生労働科学研究に伴う、盲重複障害者・ろう重複障害者を専門的に受け入れ支援している福祉施設の実態を把握することにより、それらの人達の施設生活・地域生活の支援の在り方を研究、検討する。
- (2) 対象 重複障害者の中でも、感覚機能障害に知的障害等の重複した障害を持ち併せ、地域での自立生活が困難なため、各々の法人の理念と主体性により、重複障害専門的福祉施設を設置し、ここを利用している次の施設および、その利用者を対象とする。
- ①全国盲重複障害者福祉施設研究協議会加盟施設 27 施設
 - ②全国ろう重複障害者施設連絡協議会加盟施設 24 施設
- (上記の内、無認可施設は別調査とする)
- (3) 時期 調査依頼 平成 15 年 11 月
調査回収 平成 16 年 1 月 15 日 (修正完了 2 月 9 日)
調査集計 平成 16 年 2 月 10 日～
- (4) 方法 全施設を対象とする基礎調査
- ①全国盲重複障害者福祉施設研究協議会加盟施設 (有効資料 26 施設)
 - ②全国ろう重複障害者施設連絡協議会加盟施設 (有効資料 12 施設)
- (5) 実態調査結果 (別添調査表参照)
今般は調査の分析の進捗状況の都合で概要中間分析となりましたが、詳細は最終報告に委ねることと致します。
尚、集計は原則として「盲重複障害施設分野」、「ろう重複障害施設分野」ごとに行った。

【盲重複障害施設分野】

- ①協議会団体施設として 27 施設であるが、今回の調査の有効資料は 26 施設、利用者数 1,122 名である。
- ②施設種別の状況は、身体障害者授産施設=5、視覚障害者更生施設=6、療護施設=3、および知的障害者更生施設=13 となっている。
- ・特徴としては、身体障害者福祉法と知的障害者福祉法の適用を受けている施設が半々であること。これは重複障害に対する定義づけが無いこと、地域の事情や法人の主体性や理念によるもの、社会的要請等によるものである。
 - ・ただ同じ重複障害という状態でありながら、身体と知的の法律上の適用格差があり、課題となっている。(事例としては双方の更生施設間)
 - ・施設体系の課題として、統一した専門的施設の位置付けがある。
- ③施設の分布状況は、全国の 17 都道府県のみで、各ブロックや各県での受け入れ体制はできていない。総合利用の地域体制は推進されていても、重複障害者の受け入れはその支援の困難性等から専門施設の方に援助を求める状況にある。
- ④入所・通所型施設の状況では、圧倒的 (ほぼ 100%) に入所施設で占められている。

これは利用者の視覚と知的が主たる障害になっているため、支援の困難性が昼夜を問わず継続的な必要度を表している。障害者本人の支援と同時に、家族支援の要素もある。また上記の通り、地域や県域における施設資源がないことから、遠近の条件以上に入所施設に頼らざるを得ない実態が見える。

⑤居室環境の状況は、重複障害者に限ることではないが、入所施設がタブー視されがちな今日において、「個室」が25.8%と徐々に増えてはいるが、「2人部屋」が約半数の47.7%、「3人部屋」以上が26%と1/4を占める。

・入所施設であっても、在宅や福祉ホーム、グループホーム等と同様に、個人のプライバシーの保証がされるべきで、その点で言えば“入所施設は、真に必要な人に限る”ということによって存在する以上、その環境もまた同等な選択肢として保たれることが条件と考える。

1/4の利用者にしかプライベートな場（個室）が保証されていない実態は、社会的に弱者と言われる存在を、尚一層、弱者の立場に置いているといえないだろうか。

⑥利用者の障害実態では、視覚障害に加えて「知的障害」の重複度合いが93%と非常に高い比率を示している。この視覚障害と知的障害とが重複しているということは、日常生活における情報・コミュニケーション・操作・行動および、それらの認知・認識度や判断力と言った基本的機能の低さを示すもので、多くの人がそれらに対する支援の必要性については理解されている。

・他に、「精神障害」の重複度合いは33.3%となっており、1/3の人が三重障害の状態にある。これらは先天的、もしくは幼少時の疾患からくるものも多いが、視覚・知的障害の二次的障害として起きることも少なくない。これに肢体不自由等が加わると二重な行動障害を引き起こす。(17.5%)

⑦障害の重複度の実態は、尚、顕著に表れ、二重障害は、約半数の49.2%を占め、三重障害もまた41.9%と半数近い。この三重障害以上の人が55.8%もいる事実からして、単に“地域での自立した生活を”という課題に対するハードルがいかに高いかを示す。

⑧就学実態では、重複障害者に対する教育体制の遅れが尾をひいていると言える。

未就学者が14.1%で、義務教育の中退者を含めると20.9%と、1/5の人が、教育機会さえ与えられていなかったことになる。

ここ20数年余りには、全入学制により未就学はありえない状況にはなってきたものの中高齢の盲重複障害者に比率が高く、基本的な知識・技術面に幅広い支援手法が必要となっている。

⑨利用者の出身地の実態は、今後の地域施設整備や専門施設体系の在り方の検討に対し一考を要する。地域福祉と言われる中で、施設立地市町村および、隣接の市町村（所謂通所範囲）の利用者が、18.7%と非常に少ない比率である。これに対して、上記以外の県内利用者が41.0%で、それ以上に驚く数値として県外利用者が40.3%という事実である。

これは如何に身近な地域において、盲重複障害者を受け入れる施設が無いかと言うことであろう。施策の遅れも指摘できるが、一部の民間施設（法人）によって、必死に支えられている現実が見え、極少数の対象者にすぎないかも知れないが、全ての人に配慮された基本施策が望まれるところである。

⑩利用者の年齢や在所利用期間は、これまで述べてきた諸々の条件が重なって二次的な結果としての現実とみたい。

例えば、利用期間が20～30年と長期間に及んでいる人が半数を超えていること。また年齢からみても30～50歳代が70%を占めていることは、地域移行の困難なことを物語っており、今後、施設を拠点とする社会活動・体験が活かせる複合的な施策や施設体系・支援手法が求められる。

以下、更に調査分析を続け最終調査報告をまとめたい。

【ろう重複障害施設分野】

- ①協議会団体施設として24施設であるが、今回の有効資料は12施設、利用者数は400名である。(諸々の状況の差異から無認可作業所は別途調査とした。)
- ②施設種別の状況は、身体障害者授産施設=10、聴覚障害者更生施設=1、身体障害者療護施設=1、知的障害者更生施設=1、小規模作業所=11である。
 - ・盲重複障害分野は、ほぼ入所型支援での対応に比べて、小規模作業所や通所が施設数として半数を占めていることである。これは視覚・肢体に障害を持たない人が多く地域型の支援体制が推進されているといえる。
 - ・また圧倒的に作業施設(授産施設)が多く、その行動力が活かされている。
- ③施設の分布状況は、全国の13都道府県のみで、各ブロックや各県での専門施設体制はできていない。ただし、地域において絵合利用で作業活動をしているが、障害特性から孤立化している事例が聞かれ専門施策が望まれている。
- ④居室環境の状況は、他の障害者施設同様に入所型施設にとって、個人のプライベートスペースとして個室化の保証が大きな条件である。「個室」の確保が14.5%とごく一部に過ぎないが、「2人部屋」が80.4%、「3人部屋以上」が5%と他の障害者施設に比較すれば改善が進められていると考える。
 - ・ただ、個室は孤立に繋がる傾向もあり、情報提供・伝達等の設備面の配慮が必要。
 - ・入所型施設を真に必要とする人達がいる限り、その環境は在宅や福祉ホーム・グループホームと同様の条件が確保されるべきことは上述の盲重複障害分野と同様。
- ⑤利用者の障害実態では、聴覚障害に加えて「音声・言語障害」の重複比率が79.5%で殆どの方が合併症的障害にある。
 - ・また知的障害による重複が61.3%、精神障害重複が23.3%となっている。他の障害と比較しての特色は、精神障害を重複している人が全体の1/4に及んでいることである。外界刺激や情報と認知認識度のアンバランスやコミュニケーション不足から、二次的に症候群の形で起こりがちで、その支援の困難性がうかがえる。
- ⑥障害の重複度の実態では、「二重重複」が27.3%に対して、「三重重複」が44.5%、「四重重複」が19.8%となっており、「三重重複以上」の比率が70%以上を占めていることは特筆すべきであろう。当然その支援課題は複雑で大きく、専門的施策・施設体系の必要性を示唆している。
- ⑦就学実態では、「未就学者」と「義務教育中退者」が30.6%に及んでいる。今日では全就学制でこのような事例は減ってゆくものと考えられるが、現在の中・高齢利用者を中心に基礎的能力の未発達がみられ、結果としてコミュニケーション手法の獲得